

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 「清流の国ぎふ」文化祭2024PRイベントについて、7月15日に柳ヶ瀬グラスル35 1F Gテラスで実施することが急遽決定した。 本事業は必要機材等の手配や出演者調整などの開催準備が必要となるため、見積合わせをしていたのでは、開催準備の時機を逸し契約の目的を達成できない。 2 特定の者を選定した理由 短期間で本事業の開催準備を行うためには、会場である柳ヶ瀬グラスル内にあるGテラスの利用経験などを有している者を契約の相手方とする必要がある。 株式会社セレスポ岐阜支店は、本事業の会場であるGテラスにおいて、本事業以上の規模で開催された「柳ヶ瀬グラスル35竣工式」において、完成記念式典を適正に実施した実績を有する。 上記より、株式会社セレスポ岐阜支店を契約の相手方とする。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。